

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

東邦亜鉛株式会社（証券コード:5707）

【据置】

長期発行体格付	BBB-
格付の見通し	安定的
国内CP格付	J-2

■格付事由

- (1) 亜鉛で国内第3位、鉛で国内首位の非鉄製錬大手。資源事業では19年末をもってエンデバー鉱山が休山に移行し、現在はラスプ鉱山のみ操業している。近年はAbra鉛鉱山の開発を進めており、22年後半の生産開始が予定されている。22/3期から始まった第12次中期経営計画では収益力の向上に向けて①市況リスクテイクの適正化②川下事業の強化③製錬事業の基盤強化一に取り組んでいる。
- (2) 従前と比べ業績の底割れリスクが軽減されている。在庫管理の厳格化やヘッジ取引の拡大により、非鉄金属市況の変動による利益の感応度が低下している。また、亜鉛製錬工程のコンパクト化や鉛製錬におけるリサイクル原料比率向上などでコスト競争力が高まる方向にある。他方、電解鉄のさらなる拡販など一部の収益改善策については取り組みの途上であり、引き続きその内容や進捗、成果について確認していく必要がある。21/3期は財務内容が改善したが、多額の赤字を計上した20/3期より前の水準までは回復していない。以上より、格付を据え置き、見通しを安定的とした。
- (3) 22/3期経常利益は74億円（前期比36.5%増）と増益の計画である。高水準の亜鉛市況や鉱石品位の向上などによるラスプ鉱山の業績改善が主な要因である。23/3期以降も一定の利益は確保可能とみられる。資源事業は23/3期にラスプ鉱山で鉱石品位の一時的な低下やAbra鉛鉱山立ち上げコストの増加があるものの、24/3期はこれらの要因が解消し業績が改善に転じる見通しである。環境・リサイクルや電子部材は引き続き利益貢献が見込まれる。他方、製錬事業は亜鉛鉱石の需給が締まった状況が続いており、製錬マージンの改善が遅れるリスクがある。
- (4) 22/3期第1四半期末の自己資本比率は33.9%と、20/3期末の30.9%から改善した。非鉄金属市況の上昇に伴う運転資金負担の増加はあったものの、好調な業績を背景に自己資本の拡充が進んだ。22/3期にAbra鉛鉱山への投資が一巡する見通しであるほか、利益蓄積による自己資本の増加も見込まれ、今後も財務内容は改善していくとみられる。

（担当）水川 雅義・近藤 昭啓

■格付対象

発行体：東邦亜鉛株式会社

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	BBB-	安定的

対象	発行限度額	格付
コマーシャルペーパー	160億円	J-2

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2021年8月27日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：殿村 成信
主任格付アナリスト：水川 雅義
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「非鉄金属」(2011年7月13日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 東邦亜鉛株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会が定めるNRSRO(Nationally Recognized Statistical Rating Organization)の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/en/>)に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル